評価項目		評価基準
（項目Ⅰ） 新規採用者の育成体制	（1）新規採用者育成計画（ＯＪＴを含む）の策定、運用	①育成目標、育成手法及び内容等が明確にされた新規採用者育成計画を策定・承認し、運用を始めていること ②計画を策定・承認するための会議等を実施していること ③職員への周知を図っており、指導職員が共通認識をもっていること
	（2）新規採用者研修（合同、外部研修含む）の実施	①育成計画に沿った研修プログラムを作成、実施していること ②施設外で実施する研修に積極的に参加させていること ③研修を受講できる環境整備をしていること
	（3）ＯＪＴ指導者に対する研修等の実施	①ＯＪＴ指導者等の設置と職員への周知を図っていること ②ＯＪＴ指導者等を対象とした研修を実施又は受講していること
（項目Ⅱ） キャリアパスと人材育成	（1）資質向上目標及び具体的計画の策定、運用	〈1.キャリアパス制度の導入〉 ①キャリアのコースや段階、キャリアアップの仕組みが明確になったキャリアパスを導入し、運用を始めていること ②職員への周知を図っていること ③非正規職員から正規職員への登用ルールの明確化と、全ての非正規職員への説明を行っていること 〈2.人材育成計画の策定〉 ①キャリアパスの内容に沿った育成目標、育成手法及び内容等が明確になった計画を策定・承認し、運用を始めていること ②計画を策定・承認するための会議等を実施していること ③職員への周知を図っていること ④研修プログラムを作成していること
	（2）人材育成計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	①人材育成計画（研修プログラム）に沿った研修を実施又は受講していること ②研修を受講できる環境整備をしていること
	（3）資格取得のための支援の実施（※１）	①資格取得支援を行っていること ②職員への周知を図っていること
	（4）人材育成を目的とした面談の実施	①面談実施のための手順書（又はシート・様式）を作成していること ②前記①に基づいた面談を実施し、その内容を管理監督者に報告していること
	（5）給与体系又は給与表の導入	①給与・賞与を支給するための基準・昇給の基準（原則基本給の増）を定め、運用を始めていること ②過去３年間に基準に見合った昇給をしていること ③職員（非正規職員を含む）へ周知していること ④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ）、福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ）又は社会的養護処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ）を算定していること

（項目Ⅲ） 働きやすい職場環境	(1) 休暇取得・労働時間縮減のための取組みの実施	①休みやすい環境づくりに取り組んでいること ②取組内容を検討する会議等を実施していること ③職員への周知を図っていること
	（2）出産後復帰に関する取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
	(3) 育児・介護を両立できる取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
	（4）健康管理に関する取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
	（5）ノーリフティングケアの推進に関する体制整備及び教育の実施 （※１、※２）	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
（項目Ⅳ） 質の高いサービスを提供するための取組み （※１）	体制強化に係る加算の取得	原則、次のいずれかの要件を満たしていること。 （１）介護事業所 ・サービス提供体制強化加算の取得 ・日常生活継続支援加算の取得 ・特定事業所加算の取得 （２）障害福祉サービス事業所 ・特定事業所加算の取得 ・福祉専門職員配置等加算の取得 ・保育職員加配加算の取得 ・訪問支援員特別加算の取得 ・重度障害者等包括支援の指定 ・施設入所支援については、併設する対象事業所が基準となる加算を取得していること
（項目Ⅴ） 社会貢献とコンプライアンス	（1）地域や学校との交流	次のいずれかを満たしていること ①地域交流を実施していること ②実習、インターンシップ、ボランティアの受入れ体制を整備していること
	（2）関係法令の遵守	①社会保険・労働保険に加入し、納付していること ②県税を納付している ③過去１年間、労働関係法令及び介護保険法等に違反していないこと ④過去５年間、行政処分又は刑事処分を受けていないこと ⑤虐待の防止のための措置を講じていること ⑥利用者等からのハラスメント対策に取り組んでいること（※１） ⑦関係法令遵守の誓約書を提出すること

（※１）児童福祉施設は免除とする。

（※２）障害福祉サービス事業所は、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、居宅介護・重度訪問介護、共同生活援助・療養介護・生活介護・短期入所の事業所で主たる対象者が身体障害者である事業所のみを対象とする。